

## 令和2年 第10回農業委員会議事録

令和2年10月26日午後3時00分に第10回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《通告欠席》

3 番 (小関 金也) 7 番 (笹原 哲) 14 番 (齋藤 吉勝) 17 番 (西塚 喜行)

《無断欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長補佐	田中 誠	事務局主事	伊藤 由貴
事務局主事	小林 沢子		

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 報第16号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 報第17号 | 農地法第4条第1項第8号該当確認願について    |
| 議第31号 | 農地法第3条の規定による許可申請について     |
| 議第32号 | 別段面積の例外の区域指定の申請について      |
| 議第33号 | 非農地証明について                |
| 議第34号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について        |

## 令和 2 年 第 1 0 回 農 業 委 員 会 議 事 録

尾花沢市農業委員会令和 2 年第 1 0 回通常総会を 1 0 月 2 6 日（月）市役所大会議室において午後 3 時 0 0 分より開会した。

（局長補佐）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（局長補佐）

ご着席願います。3 番 小関金也委員、7 番 笹原 哲委員、1 4 番 齋藤吉勝委員、1 7 番 西塚喜行委員よりそれぞれ欠席する旨、連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 5 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第 1 0 回農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。ほとんどの方が稲刈り等も終わり、来年の夏すいかのマルチ張など忙しいとは思いますが、この時期夏ごろの疲れもどっと出てきて、体調を崩しやすい時期でもありますので、体調には十分注意して作業をしてくださるようお願いいたします。挨拶に代えさせてさせていただきます。

（局長補佐）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

(議 長)

只今より令和2年第10回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番 鈴木 勲委員 10番 沼澤克己委員の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。局長補佐。

(局長補佐)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第16号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、報第16号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1ページをご覧ください。案件は14件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1、9、12、14は別人へ貸借予定、No.2、3、4、5、10は別人へ売買予定、No.6、7、8は中間管理機構へ貸付予定です。No.2、3、4、5、10は今月集積計画がなされております。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第16号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第17号「農地法第4条第1項第8号 該当確認願について」を上程いたします。現地調査第2班主任、武田春信委員の報告を求めます。

(19番 武田春信委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第17号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

議第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」は8ページから9ページです。

所有権移転についてご説明いたします。案件は2件です。No.1の渡人は高齢化による経営縮小のため、No.2の渡人は市内居住の農業廃止のため、受人はそれぞれ経営規模拡大の所有権移転です。No.1とNo.2は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。9ページをご覧ください。案件は1件です。No.1の貸し人は高齢化による経営縮小のため、借り人は経営規模拡大のため

の貸借です。No.1は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第32号「別段面積の例外指定の申請について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

別段面積の例外指定の申請についてご説明いたします。議案書10ページをご覧ください。案件は1件です。No.1は農地に隣接する宅地に居住しようとしている者が農地購入を可能とするため、申請するものです。11、12ページをご覧ください。場所は芦沢です。12ページの宅地と記載がある所に隣接した、白線の場所が該当農地になります。来月総

会に農地法第3条所有権移転の申請がなされる予定です。

以上説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第33号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第2班主任、武田春信委員の報告を求めます。

(19番 武田春信委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手



を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第34号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、10番沼澤克己委員の退席を求めます。

(10番沼澤委員 退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、議第34号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明に入らせていただきます。議案書16ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が299a、うち再設定が278a、転貸は3,566a、所有権移転は1,032aになり、計画面積合計は4,898aとなっております。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田が278a、畑が20a、転貸は、田が2,793a、畑が772a、所有権移転は、田が790a、畑が241a、合計しますと田が3,863a、畑が1,035aになります。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手8名、うち再設定7名、受け手7名、うち再設定が6名です。転貸は、出し手16名、受け手1名、所有権移転は、出し手9名、受け手8名、合計しますと、出し手が33名、受け手が16名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が7件で262a、10年以上が2件で36aです。転貸は10年以上が18件で3,566aです。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が37kg～114kg、現金が1万2千円～2万円、畑は現金で5千円です。転貸は田が0円から1万3千円、畑は0円です。所有権移転は、田が9万5千円から27万円、畑が5万円から25万円となります。

それではページ移りまして、17ページからは個別状況です。No.1は新規の設定、No.2からNo.9は再設定、No.10から19ページのNo.27までは中間管理事業の転貸になります。20ページは所有権移転で、9件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。10番沼澤克己委員の復

席をお願いいたします。

( 1 0 番沼澤委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和2年第10回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後3時34分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和2年10月26日

尾花沢市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_